

分子科学研究所装置開発室装置等製作受託規則における
製作料の決定に関する方針について

2021年5月21日
分子科学研究所長決定

1. 基本的な考え方

規則第11条に基づき、装置等の製作に必要となる費用及び納期や製作時期等の製作に関する諸条件を考慮して決定する。

○分子科学研究所装置開発室装置等製作受託規則（抜粋）
（製作料）

第11条 装置等の製作料は必要となる費用や製作条件に応じて個別に決定することとする。

2. 製作料

製作料は、以下の費用の合計とする。

- (1) 材料費
- (2) 消耗品費
- (3) 加工・組み立て（技術職員による作業）等に関する費用
- (4) 装置等の受渡しに必要な梱包及び発送等に関する費用
- (5) その他雑費（製作条件に応じた諸経費含む）

3. 製作条件

製作料の決定にあたり考慮すべき製作条件は以下のとおりとする。

- (1) 納期及び製作期間
- (2) 製作時期
- (3) 製作に携わるスタッフの人数等
- (4) 製作に使用する設備や作業場所の規模
- (5) 製作の難易度や必要となる技術及び能力
- (6) 製作によって得られる装置開発室としてのメリット（工作技術の習得等）
- (7) 製作する装置の利用目的の公共性
- (8) 製作に伴うリスク管理のために必要となる費用
- (9) その他

4. 実務上の手続き

規則第5条による申請があった場合、共同利用係から装置開発室に申請内容を連絡し、装置開発室はその内容に基づき、製作受託の可否と併せて製作料を決定する。

共同利用係は、装置開発室の決定した内容に基づき、規則第6条に定める受託通知書

を作成する。

5. その他

(1) 諸経費

諸経費は製作に必要な費用（2. 製作料における（1）～（4）の合計）の10%以上とし、製作条件に応じて個別に決定する。

(2) 得られた収入の予算配分

製作料として得られた収入のうち、諸経費に相当する部分については、70%は分子研、30%は事務センターの予算として配分する。

(3) 端数処理

製作料を算出する際、100円未満は切り捨てることとする。

(参考)

「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について（平成28年3月31日付け事務連絡）」より一部抜粋

- ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人は（略）「収益事業」を実施することができないが、（略）に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であり、同項各号の範囲内の業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではない。
- ・対価の設定については、周辺市場価格等も踏まえながら、公的法人として適当な価格とすることが求められる。